

## ●香川県選挙管理委員会告示第18号

香川県選挙管理委員会運営規程を次のように定める。

平成20年3月7日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

香川県選挙管理委員会運営規程

香川県選挙管理委員会規程（昭和23年香川県選挙管理委員会告示第41号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 委員長、委員及び補充員（第2条—第6条）

第3章 会議（第7条—第14条）

第4章 委員長の職務権限（第15条・第16条）

第5章 事務局（第17条—第20条）

第6章 事務処理（第21条・第22条）

第7章 公印（第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第194条の規定に基づき、香川県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 委員長、委員及び補充員

（委員長の選挙）

第2条 法第187条第1項の規定による委員長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者（当該者が2人以上あるときは、これらの者の中からくじで定めた者）を当選人とする。

2 前項の選挙について、委員に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができる。

3 委員長が欠けたときは、その日から10日以内に委員長の選挙を行うものとする。

4 委員長が選挙されたときは、その者の住所及び氏名を告示するものとする。

(委員長の任期)

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長職務代理者)

第4条 法第187条第3項の規定により委員長の職務を代理する委員(以下「委員長職務代理者」という。)が指定されたときは、その者の住所及び氏名を告示するものとする。

(委員長等の退職の手續)

第5条 委員長は、法第185条第1項の規定により退職の承認を受けようとするときは、委員長職務代理者にその旨を文書で申し出なければならない。

2 委員は、法第185条第2項の規定により退職の承認を受けようとするときは、委員長にその旨を文書で申し出なければならない。

3 補充員は、退職しようとするときは、委員長にその旨を文書で届け出なければならない。

(所属党派の変更等の届出)

第6条 委員及び補充員は、選挙権を有しなくなったとき、又はその属する政党その他の政治団体に変更があったときは、直ちに委員長にその旨を文書で届け出なければならない。委員が法第180条の5第6項の規定に該当することとなったときも、同様とする。

### 第3章 会議

(会議の種類及び開催)

第7条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、原則として毎月1回開催するものとする。

3 臨時会は、委員長が必要と認めたとき、又は法第188条の規定により委員から委員会の招集の請求があったときに開催するものとする。

(委員会の招集)

第8条 法第188条の規定による委員会の招集は、委員に対する通知により行うものとする。

2 委員長は、会議の開催の日の前日までに委員に招集の通知をしなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

3 第1項の通知には、会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を明示しなければならない。

4 委員の改選後最初に行われる委員会の招集は、書記長が行うものとする。

(委員会の招集の請求)

第9条 委員は、法第188条の規定により委員会の招集を請求するときは、文書で会議に付議すべき事項及びその説明を付記して委員長に提出しなければならない。

(緊急付議事項)

第10条 委員会の開催中に緊急を要する事項が生じたときは、直ちにこれをその会議に付議することができる。

(欠席の届出)

第11条 委員会に出席することができない委員は、委員会の開催時刻前に委員長にその旨を届け出なければならない。

(関係者の出席及び記録の提出の請求)

第12条 委員会は、必要があると認めるときは、知事又は関係行政機関の職員の出席を求め、その説明を聴取し、及び記録の提出を請求することができる。

(会議録の調製)

第13条 委員長は、書記に会議録を調製させ、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

(委員会の議事)

第14条 この章に定めるもののほか、委員会の開閉、議案の審議、議決等委員会の議事に関しては、香川県議会の会議の例による。

#### 第4章 委員長の職務権限

(職務権限)

第15条 委員長は、次に掲げる事務を管理し、及びこれを執行するものとする。

- (1) 委員会に議案を提出すること。
- (2) 委員会の議決を執行すること。
- (3) 公印及び書類の保管に関すること。
- (4) 書記長、書記その他の職員の任免、給与及び服務等に関すること。
- (5) その他委員会の庶務に関すること。

(専決処分)

第16条 委員長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定によるもののほか、別表第1に掲げる事項を専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分することのできる事項のうち、軽易なものについては、書記長に専決処分をさせることができる。

#### 第5章 事務局

（事務局等の設置）

第17条 委員会に関する事務を処理するため、事務局を香川県政策部自治振興課内に置く。

2 事務局の事務の一部を分掌させるため、別表第2のとおり地方事務局を置く。

（職の設置）

第18条 事務局に、書記長のほか、次長、副主幹、主任、主任主事、主事その他必要な職を置き、書記をもって充てる。

2 地方事務局に、地方書記長、次長、主任、主任主事、主事その他必要な職を置き、書記をもって充てる。

（職務）

第19条 書記長は、委員長の命を受け、委員会の事務を掌理し、地方書記長及び所属職員を指揮監督する。

2 地方書記長は、委員長及び書記長の命を受け、地方事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 事務局の次長は、書記長を補佐し、書記長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 地方事務局の次長は、地方書記長を補佐し、地方書記長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 副主幹及び主任は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

6 主任主事及び主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

7 その他の職員は、上司の命を受け、事務を補助する。

（職員の身分取扱い）

第20条 この章に定めるもののほか、職員の任免、給与、勤務条件、服務その他身分取扱いについては、香川県知事の事務部局の職員の例による。

#### 第6章 事務処理

（文書の処理）

第21条 起案文書は、書記長が専決処分することができるものを除き、すべて書記長を経て、委員長の決裁を受けなければならない。ただし、緊急を要するものについては、書記長において代決することができる。

(事務処理に関するその他の規定)

第22条 前条に定めるもののほか、文書の取扱いその他の事務処理については、香川県文書規程（昭和38年香川県訓令第3号）及び香川県公文例規程（昭和39年香川県訓令第10号）の規定の例による。

## 第7章 公印

第23条 委員会、委員長、委員長職務代理者及び書記長の公印は、別表第3のとおりとする。

### 附 則

- 1 この規程は、平成20年3月7日から施行する。
- 2 昭和23年香川県選挙管理委員会告示第42号（香川県選挙管理委員会委員長専決処分事項）及び昭和38年香川県選挙管理委員会告示第7号（香川県選挙管理委員会地方事務局設置）は、廃止する。

### 別表第1（第16条関係）

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第134条第1項及び第2項（他の法律においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による選挙事務所の閉鎖命令に関すること。
- (2) 公職選挙法第147条及び第201条の11第11項の規定による文書図画の撤去並びに同法第201条の14第2項の規定によるポスターの撤去に関すること。
- (3) 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により指定した不在者投票を行うことができる施設の名称及び所在地の変更並びに指定の取消し（当該施設からの申出に係る場合に限る。）に関すること。
- (4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）の規定による届出に関すること。
- (5) 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第5条第1項の規定による土地改良区の総代の選挙を管理する市町選挙管理委員会の指定に関すること。
- (6) 土地改良法施行令第47条の規定による土地改良区の定款中総代の選挙に関する規定についての意見に関すること。
- (7) 法令の規定により行う定例的な告示及び公表に関すること。
- (8) 行政文書の公開に関すること。
- (9) 個人情報の保護に関すること。
- (10) 照会、回答、進達、報告及び証明に関すること。

(11) その他軽易な事項の処理に関すること。

別表第2 (第17条関係)

名 称	設 置 場 所	所 管 区 域
高松地方事務局	高松市	高松市選挙区
丸亀地方事務局	丸亀市	丸亀市選挙区
坂出地方事務局	坂出市	坂出市選挙区
善通寺地方事務局	善通寺市	善通寺市選挙区
観音寺地方事務局	観音寺市	観音寺市選挙区
さぬき地方事務局	さぬき市	さぬき市選挙区
東かがわ地方事務局	東かがわ市	東かがわ市選挙区
三豊地方事務局	三豊市	三豊市選挙区
木田地方事務局	三木町	木田郡選挙区
綾歌地方事務局	綾川町	綾歌郡選挙区
仲多度地方事務局	多度津町	仲多度郡第二選挙区

別表第3 (第23条関係)

種 類	寸 法 (ミ リ メ ー ト ル)	ひ な 形
委員会	方22	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           香 川 県            選 挙 管 理            委 員 会 印         </div>
委員長	方22	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           香 川 県            選 挙 管 理            委 員 会 委            員 長 印         </div>

委員長職務代理者	方20	香川県選挙 管理委員会 委員長職務 代理者印
書記長	方19	香川県選挙 管理委員会 書記長印